

米軍CH-53D型ヘリと部隊の普天間飛行場への 配備に関する意見書

米軍は、宜野湾市上空でのCH-53D型ヘリコプターの訓練飛行を再開したが、同型機は、平成16年8月13日に沖縄国際大学に墜落、爆発炎上する大惨事を引き起こした機種である。さらに山口県岩国基地所属のヘリ部隊の訓練に伴うもので、飛行再開は普天間飛行場の早期危険除去を願う市民の声を逆なでするものである。

今回の民間地上空での飛行訓練については、墜落事故から3年余、市民の恐怖のさめやらぬ中、普天間基地への部隊配備で事故同型機の飛行訓練が恒常化する可能性があり、市民・県民を愚弄した行為に対し、激しい怒りを覚えるものである。

これまで米軍機事故発生のたび、米軍や関係機関に対して厳重に抗議するとともに、事故の再発防止等を強く要請してきたにもかかわらず、事故機と同型のヘリコプターが飛行再開したことは、宜野湾市民の生命を軽視するものであり、断じて容認できるものではない。

よって、本市議会は、市民の尊い生命と財産を守る立場から、今回のCH-53D型ヘリコプター飛行再開と部隊配備に対し、米軍及び日本政府の対応に厳重に抗議するとともに、下記事項を厳守するよう強く要請する。

記

1. 墜落事故同型機の住民居住地域上空での飛行・訓練を即時中止すること。
2. 米軍基地普天間飛行場への外来機の飛来を一切禁止すること。
3. 米軍基地強化につながる新たな航空機及び部隊の配備を中止すること。
4. 危険この上ない普天間飛行場を早期返還すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月26日

沖縄県宜野湾市議会

あて先：内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、
外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局